埼玉労働局

Press Release

埼 玉 労 働 局 発 表
令 和 ２ 年 １２ 月 １ 日

報道関係者　各位

【照会先】埼玉労働局労働基準部健康安全課　１について
課　　長　阿部　恭之
地方産業安全専門官　吉野　信夫
（電　　話）048-600-6206
埼玉労働局労働基準部監督課　２について
課　　長　中村　祐樹
主任地方労働基準監察監督官　宮尾　薫子
（電　　話）048-600-6204
埼玉労働局労働基準部労災補償課　※１について
課　　長　千葉　秀樹
主任地方労災補償監察官　斉藤　孝二
（電　　話）048-600-6207

令和２年度埼玉年末・年始無災害運動を実施

―実施期間 令和２年12月1日～令和３年1月15日―

年末・年始の繁忙期を迎えて、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場・職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念されることから、各事業場・職場では労働災害防止のための特別な配慮が必要となります。

このため、別添の実施要領を定め、令和２年12月1日から令和３年1月15日までの間、「令和２年度埼玉年末・年始無災害運動」を実施するものです。
今年度は特に以下の取組を実施します。

1　新型コロナウイルス感染※防止等の取組をより確かなものとするため、安全衛生管理の基本事項について「令和２年度安全衛生管理自主点検」を実施します。（資料１参照）

2　建設業での死亡災害を撲滅するため、令和２年12月１日から１１日までの間建設工事現場に対する集中的な一斉監督を実施します。

※１　業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。（資料２参照）
▷感染経路が業務によることが明らかな場合
▷感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
▷医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

※２　感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。（資料３参照）
▷労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

令和２年度埼玉年末･年始無災害運動実施要領

「きっちり確認ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」（令和２年度 年末年始無災害運動標語）

埼玉県内の事業場での本年 10 月末集計の労働災害発生状況は、死亡者数 13 人（前年同期比 14 人(51.9%)の減少)、休業４日以上の死傷者数 4,660 人（前年同期比 293 人(6.7%)の増加）となっている。

「埼玉第 13 次労働災害防止計画」では、５年間で平成 29 年に比べ死亡者数を 20%以上、休業４日以上の死傷者数を７%以上減少させることを目標としている。平成 29 年同期比では、死亡者数は 12 人減少、休業４日以上の死傷者数 548 人（13.3%）増加となっており、このままでは、年間６千人を３年続けて上回ることも予想され、目標達成が厳しい状況である。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される。

このため、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末･年始無災害運動」を実施する。

なお、厚生労働省が後援する「年末年始無災害運動」の趣旨も踏まえ実施することとする。

※また、今年度も本運動の取組をより確かなものとするため、安全衛生管理の基本事項について「令和２年度安全衛生管理自主点検」を実施するものとする。

１　目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

２　実施期間

令和２年 12 月１日から令和３年１月 15 日まで

３　主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

４　実施者

事業者

５　主唱者の実施事項

(１)労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請

(２)年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請

(３)ホームページ、記者発表等による広報

(４)事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助

(５)「Safe Work SAITAMA」の普及促進

６　事業者の実施事項

(１)経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明及び「令和２年度安全衛生管理自主点検表」を活用した自主点検の実施。（自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロード）

(２)安全衛生管理体制の確立、確認

(３)リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着

(４)ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

(５)新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動の実施

(６)高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく積極的な取組

(７)非定常作業における労働災害防止対策の徹底

・作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成

・作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施

・作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施

(８)ＫＹ(危険予知)活動の実施

(９)安全衛生パトロールの実施

(10)業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除

(11)職場の整理・整頓・清掃・清潔(4Ｓ)の徹底

(12)火気の点検、確認等火気管理の徹底

(13)降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進

(14)荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策

(15)「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

７ 重点実施事項

(１)全業種共通

ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明

イ 4Ｓ(整理･整頓･清掃･清潔)活動の推進

ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止

エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止

オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止

カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止

キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保

ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止

ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(２)製造業

ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施

ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底

エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善

オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業

カ 用具の正しい使用方法による作業

キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

(３)建設業

ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の墜落制止用器具の使用による墜落・転落災害の防止

イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施

ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底

エ 平成 25 年 8 月改正の労働安全衛生規則による解体用機械の対策の実施

オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用

カ 作業計画に基づく適切な作業

キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止

ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び墜落制止用器具の使用等適切な作業方法による作業

ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業

コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

(４)陸上貨物運送事業

ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止

イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策

①荷台からの墜落・転落防止

②フォークリフト、クレーン等の災害防止

③コンベヤーによる災害防止

④ロールボックスパレットによる災害防止

⑤転倒による災害防止

⑥腰痛防止対策

⑦荷崩れ又は荷の落下による災害防止

⑧陸運事業者と荷主との連絡調整

(５)小売業・飲食店

ア　4Ｓ(整理･整頓･清掃･清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
エ「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置
オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

(６)社会福祉施設

ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
ウ 4Ｓ(整理･整頓･清掃･清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

一般事業

令和２年度安全衛生管理自主点検表

事業場名		事業内容	
代表者職氏名		電話・FAX	
所在地		記入者職氏名	

労働者数 ※外国人は内数		男	外国人	女	外国人	合計	外国人
	直接雇用						
	派遣						
	合計						
	構内下請						

労働災害死傷者数	平成30年		令和元年		令和２年	
	直接雇用	派遣	直接雇用	派遣	直接雇用	派遣
休業４日以上						
休業１～３日						
不休災害						

安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当	安全衛生推進者	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当
安全管理者	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当	衛生推進者	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当
衛生管理者	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当	安全衛生管理規定	□ 有 □ 無
産業医	□ 選任 □ 未選任 □ 非該当	産業医の作業場所等の巡視	□ 月１回以上 □ 月１回以上 □ 無

安全衛生委員会		
	設置	□ 有 (委員 人、うち労働者側委員 人) □ 無
	開催状況	□ 有 (令和2年実績 回/年 □ 無
	産業医の出席	□ 有 （令和2年実績 回) 議事録 □ 有 □ 無
	議事録の労働者への周知	□ 有 □ 無

点検整備体制		
	設備ごとの点検責任者の指名 □ 有 □ 無	設備ごとの定期点検の記録 □ 有 □ 無

リスクアセスメント	実施状況	□ 有 (平成 年 月から) □ 無
	実施内容	□ 危険源の洗出し □ リスクの見積 □ リス低減措置 □ 実施記録作成
過重労働対策		時間外労働が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積のある労働者 □ 有 (人数 人) □ 無
		医師による面談指導 □ 有 (人数 人) 安全衛生委員会での調査審議 □ 有 □ 無
メンタルヘルス対策	メンタルヘルス不調者	□ 有 (人数 人 うち休業者 人) □ 無 □ 不明
	実施状況 ※該当事項の全てをチェック	□ 推進担当者の選任・周知 □ 相談窓口の設置・周知 □ 埼玉産業総合支援センター等の利用 □ 心の健康づくり計画の策定 □ スタッフ研修の実施 □ 管理者研修の実施 □ 労働者研修の実施 □ ストレス調査、不調者の把握 □ 衛生委員会等での調査審議 □ 職場復帰支援プログラムの策定
ストレスチェック制度	実施状況	□ 有 (令和 年 月) □ 無
		実施結果報告書の提出 □ 有 (令和 年 月) □ 無
新型コロナウイルス感染防止対策	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用状況 ※別添、チェックリスト参照	□ 有 (令和 年 月) □ 無 実施回数 回

※記入方法　①該当する項目に☑印を付ける。②該当する空欄に数字を記入する。

建設業

令和２年度安全衛生管理自主点検表

事業場名		事業内容	
代表者職氏名		電話・FAX	
所在地		記入者職氏名	

労働者数 ※外国人は内数		男	外国人	女	外国人	合計	外国人
工事請負金額、件数※令和元年度実績	元請						
	下請						

労働災害死傷者数	平成30年 元請工事現場	直接雇用	令和元年 元請工事現場	直接雇用	令和２年 元請工事現場	直接雇用
休業４日以上						
休業１～３日						
不休災害						

安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当	安全衛生推進者	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当
安全管理者	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当	衛生推進者	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当
衛生管理者	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当	安全衛生管理規定	☐ 有 ☐ 無
産業医	☐ 選任 ☐ 未選任 ☐ 非該当	産業医の作業場所等の巡視	☐ 月１回以上 ☐ 月１回以上 ☐ 無

安全衛生委員会	設置	☐ 有 (委員 人、うち労働者側委員 人) ☐ 無
	開催状況	☐ 有 (令和2年実績 回/年 ☐ 無
	産業医の出席	☐ 有 (令和2年実績 回) 議事録 ☐ 有 ☐ 無
	議事録の労働者への周知	☐ 有 ☐ 無
点検整備体制		設備ごとの点検責任者の指名 ☐ 有 ☐ 無　設備ごとの定期点検の記録 ☐ 有 ☐ 無

リスクアセスメント	実施状況	☐ 有 (平成 年 月から) ☐ 無
	実施内容	☐ 危険源の洗出し ☐ リスクの見積 ☐ リス低減措置 ☐ 実施記録作成
過重労働対策		時間外労働が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積のある労働者 ☐ 有 (人数 人) ☐ 無
		医師による面談指導 ☐ 有 (人数 人) 安全衛生委員会での調査審議 ☐ 有 ☐ 無
メンタルヘルス対策	メンタルヘルス不調者	☐ 有 (人数 人 うち休業者 人) ☐ 無 ☐ 不明
	実施状況 ※該当事項の全てをチェック	☐ 推進担当者の選任・周知 ☐ 相談窓口の設置・周知 ☐ 埼玉産業総合支援センター等の利用 ☐ 心の健康づくり計画の策定 ☐ スタッフ研修の実施 ☐ 管理者研修の実施 ☐ 労働者研修の実施 ☐ ストレス調査、不調者の把握 ☐ 衛生委員会等での調査審議 ☐ 職場復帰支援プログラムの策定
ストレスチェック制度	実施状況	☐ 有 (令和 年 月) ☐ 無
		実施結果報告書の提出 ☐ 有 (令和 年 月) ☐ 無
新型コロナウイルス感染防止対策	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用状況 ※別添、チェックリスト参照	☐ 有 (令和 年 月) ☐ 無　実施回数 回

※記入方法　①該当する項目に☑印を付ける。②該当する空欄に数字を記入する。

安全衛生委員会／衛生委員会資料　　：令和　年　月

別添

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。

2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2　感染防止のための基本的な対策	
（1）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（2）三つの密の回避等の徹底	
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ

項目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調（発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等）を確認している。	はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
3　感染防止のための具体的な対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている（ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと）。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている（ＨＥＰＡフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。）。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ

項　目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m（最低1m）空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外（バスの移動等）でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について	
・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール（容量%で60%以上）や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。（便器内は通常の清掃でよい）	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ

項目	確認
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
（8）ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミ（飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む）は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
4　配慮が必要な労働者への対応等	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮（テレワークや時差出勤等）を行っている。	はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）の措置を行っている。	はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミニュケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
5　新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応	
（1）陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
（2）陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項目	確認
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制（受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど）を実行している。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ
6　熱中症の予防（※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。）	
・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※　ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版

～　商業施設等の管理者の皆さまへ　～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

①　窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や**機械換気設備**が**設置されていない**、または、**換気量が十分でない**商業施設等は、以下に留意して、**窓を開けて換気**してください。

※　冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

□　居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、**暖房器具を使用**※しながら、**一方向の窓を常時開けて**、**連続的に換気**を行うこと。

※　加湿器を併用することも有効です。

□　居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、窓からの換気と併せて、**可搬式の空気清浄機を併用**すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

◆　**一方向の窓を少しだけ開けて常時換気**をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。

◆　人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（**二段階換気**）も、室温変化を抑えるのに有効です。

◆　**開けている窓の近くに暖房器具を設置**すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

空気清浄機を併用する際の留意点

◆ 空気清浄機は、**HEPAフィルタによるろ過式**で、かつ、**風量が毎分5m³程度以上**のものを使用すること。

◆ 人の居場所から**10m²(６畳)程度**の範囲内に空気清浄機を設置すること。

◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。

※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる**機械換気設備等が設置された**商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

□ 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**を確保すること。

□ 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。
- 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
- 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動（窓開け等）をあらかじめ伝えてください。
- 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることはできないためです。

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

職場の新型コロナウイルス感染症対策

外国人労働者の皆さんにも「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さまは、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語（やさしい日本語版もあります。）

▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
（厚生労働省ウェブサイト内）

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「職場」での感染拡大防止ポイント

マスク

会話をするときは
マスクをつけましょう

密

席や更衣室では、
人と適切な距離をとりましょう

休憩時間での居場所の切り替わりなどで
気が緩むことがあるため、適切な距離をとるよう注意しましょう。

換気

室内では
こまめに空気を入れ換えましょう

共用

備品の共用は避けましょう

どうしても共用する場合には
使用前後での手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

「職場外」での感染拡大防止のポイント

寄宿舎や寮など、共同生活をしている場合は、特に以下の取り組みをお願いします。

食事

食事は少人数、短時間にしましょう

席の配置は斜め向かいにしましょう。
（正面や真横はなるべく避ける）
箸やコップの使い回しは避けましょう。

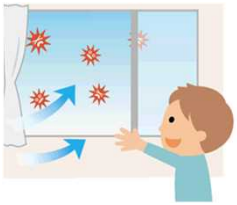

換気

こまめに空気を入れ換えましょう

出身地域によっては日本が寒く感じる
かもしれませんが閉め切りは避けましょう。

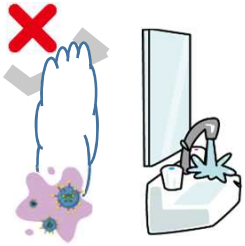

共用

使い回しは避けましょう

どうしても共用する必要がある設備などは
使用前後での手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

移動

大人数での移動や密集を避け、
マスクなしでの会話を控えましょう

ラッシュを避けての移動に努めましょう。
車内換気に協力しましょう。

体調が悪いときは上司に相談しましょう。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのＱ＆Ａ（項目「５労災補償」）をご覧ください▶

労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
■給付日：休業４日目から
■給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）
＊原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2020.11）

新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、**電子申請**や**郵送**の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（労働安全衛生法第１００条、労働安全衛生規則第９７条）

(1)労働者が**労働災害**により**死亡し、又は休業**したとき
(2)労働者が**就業中に**負傷、窒息又は急性中毒により**死亡し、又は休業**したとき
(3)労働者が**事業場内又はその附属建設物内で**負傷、窒息又は急性中毒により**死亡し、又は休業**したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、５０万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（ＯＣＲ式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**」により、**インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷**することができます。

https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/

⇒　新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～

チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

記入例

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）	8 1 0 0 1　1 3 1 1 1 1 2 3 4 5 6 0 0 0 0 0 0 0
事業の種類	医療、福祉業
事業場の名称（建設業にあつては工事名を併記のこと。） カナ	コウセイカイロウドウビョウイン
漢字	医療法人　厚生会労働病院
工事名	
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号	
事業場の所在地	千代田区霞ヶ関○-○-○　電話　03（××××）▲▲▲▲
郵便番号	1 0 0 － × × × ×
労働者数	1 0 0 人
発生日時（時間は24時間表記とすること。）	7：平成　9：令和　9 0 2 0 4 0 1　1 5 0 0
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。） カナ	ロウドウ　タロウ
漢字	労働　太郎
生年月日	7 0 1 0 1 0 1（32）歳
性別	○ 男 女
種	看護師
経験期間	1 2 年 ○ 月
休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○） 休業見込	3 月 週 日
死亡	
死亡日時	
傷病名	新型コロナウイルス感染による肺炎
傷病部位	呼吸器
被災地の場所	勤務地内
災害発生状況及び原因	救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者（後日、ＰＣＲ検査の結果陽性判定）の吸引処置に当たった看護師に４月１日から発熱の症状が見られたため、ＰＣＲ検査を実施したところ、４月２日に陽性判定となり、同日から入院したもの。 勤務中は防護衣とマスクを着用していた。
略図（発生時の状況を図示すること。）	
労働者が外国人である場合のみ記入すること。 国籍・地域	
在留資格	
国籍・地域コード	
在留資格コード	
起因物	
店社コード	
業種分類	
事故の型	
発注者種類	
自由設定項目	
報告書作成者職氏名	事務長　厚生　太郎

令和２年　４月１０日

事業者職氏名　医療法人　厚生会労働病院　病院長　安衛　法子　㊞

霞ヶ関　労働基準監督署長殿

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、**事業場全体の労働者数**を記入してください。

陽性判定日ではなく、**傷病名に記載した症状が現われた日付**を記入してください。

記載例のとおりに記入してください。
※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ**記載不要です。**

感染場所ではなく、**傷病名に記載した症状が現われた場所**を記入してください。

感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。

事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。

記名・押印に代えて、署名によることができます。

R2.5